

● 青森市子どもの権利条例制定に向けた活動報告

「地域からの子どもの権利実現 in 青森 ～子どもとおとなの育ち合いの森～市民フォーラム」(2011・11・25 @ねぶたの家 ワ・ラッセ イベントホール)について

宮崎 秀一 (共同代表、弘前大学教育学部教授)

このイベントは青森市が 2012 年度中にも制定を予定している「青森市子どもの権利条例」に関連して開催された講演とシンポジウムで、私を含む数名の会員が発起人であることから本研究会の後援をいただいたものです。

構成は、第1部の講演『『こどものけんり』はみんなのしあわせ幸福のかたち』を喜多明人さん(早稲田大学教授、子どもの権利条約研究所代表、子どもの権利条約ネットワーク代表)、第2部のシンポジウム「子どもにやさしい青森(まち)づくり」では、青森市前健康福祉部長の赤垣敏子さん、山梨学院大学教授の荒牧重人さん、青森市在住で3人のお子さんの子育て真最中の吉岡さやかさん、の3名をシンポジストに、宮崎がコーディネーターを務めました。

冒頭、鹿内博青森市長から、同条例制定への思いと市民レベルで子どもの権利についてオープンな議論と学習の場を設定することへの敬意を表しての挨拶があったが、市長自ら、引き続き3時間余りの全プログラムに参加されたことには喜多、荒牧両氏は他市では例がないことと驚かれました。

喜多氏の講演の骨子は、1989年国連総会で採択された児童の権利に関する条約の94年の日本国における批准が、校則などによる過度の管理主義、いじめ、体罰、児童虐待など子どもの権利保障の必要性が学校、家庭、地域で叫ばれていた時期と呼応していたところから、条約を地域レベルで法規範化する動きが出た、2001年の川崎市を嚆矢として、現在約90～100の自治体で制定を実現したか制定に向けた用意が進んでいる、青森市で制定されれば県内では最初、東北でも石巻市、遠野市などに次ぐものとなる、国も「子ども・若者支援推進法」の制定とそれに基づく「子ども・若者ビジョン」の策定を通じて、子どもが権利行使の主体と位置付けるに至っている、自治体レベルにおける子どもの権利保障は、ユネスコが近年打ち出した「子どもにやさしいまちづくり」の理念に負うところが大きく、韓国国内ではこれに呼応する自治体が急速に広まりつつある、日本における子どもの権利保障の実現は、大人が子どもを保護の客体から権利行使の主体として認知し得るかどうかにかかる、などでした。

シンポジウムは、①荒牧氏から、権利条約採択後から20年を経て、子どもの権利条約の各締約国の遵守状況に関連して、日本は国連子どもの権利委員会から、非嫡出子や在日外国籍の子などに対する差別、いじめや虐待被害、児童ポルノ・買春問題などについて厳しい評価と指摘がある、国内の自治体においては子ども権利条例の制定を含め子ども施策の取組に自治体間で差異が見られる、などの現状分析がありました。

赤垣氏からは、青森市健康福祉部時代に前期子ども総合計画（平成16年～同21年）の策定を担当し、計画の基本理念に「子どもの人権の尊重」「子どもの最善の利益」を掲げたこと、その原点が2001年青森市で子どもの人権フォーラムが開催されたことにあったこと（喜多・荒牧氏も来青）、同計画の実施においては、子育て支援と子ども支援の両面で展開し、父親手帳作成、駅前ビル・アウガ内に未就園児と母親のつどいの広場「さんぼぼ」の設置、子ども委員会の開催などを手掛けたこと、同職を離れた後も子ども委員の手によって2011年3月「子ども宣言文」が出されたこと、そしてそれに続き、条例制定に向けて動きが継続していることへの期待が表明されました。

吉岡氏からは、数年前首都圏から青森県に転入、小学生から就学前までの3人の子育てを通じて、どういうところで青森市が「子どもにやさしいまち」と感じるか、感じないかについて率直に語ってもらいました。

途中、会場の参加者からも、子どもの安全に配慮したまちづくり施策を望む、子ども会など地域の中で子どもを育む視点が年々弱くなった、虐待など痛ましい事件・事故を未然に防ぐ家族や社会の絆の復活が必要、などの発言がありました。

シンポジストの議論と講演者喜多氏の中での到達点は、子どもの権利条例の制定においては、それぞれの地域の特性に応じた定め方があって良いということが確認されました。青森市においては、条約が保障すべきとした4つの権利のジャンルのうち、子どもの生きる権利、守られる権利、学び育つ権利については市民間で異論はないのではないのでしょうか。一番鍵となるのは、子どもの参加（意見表明権）についてどこまで合意できるかでしょう。

その点で子ども委員会が作成した「子ども宣言文」が、条約2条（差別禁止）とともに、12条（意見表明権）をベースに作成した意味は大きいと思います。将来の青森市を担う子どもの主体性を培うためにも、むしろ行政が積極的に子どもをエンパワメントし、子ども時代から将来のまちづくりに中核的役割を果たすよう参画を促すことは重要です。

大人は子どもの可能性を信頼し、大人目線からでなく、子どもの最善の利益に思いを致して子どもの意見に耳を傾けることが求められている、というのがシンポジウムの結論の一つでした。

青森市子ども委員会議での活動内容

前田 歩（弘前大学人文学部 4 年）

平成 24 年度の子ども委員会議では、前年度の会議で作成された子どもの権利に関する「宣言文」を基に、「子どもの権利条例」の制定に向けて月に 1～2 回の活動が行われています。委員となり活動しているメンバーは、青森市内の小学生から高校生までの 32 人です。

現在まで、子どもの権利について学習会を行い、グループワークなどを通し自分たちにとって権利とはどのようなものかについて学びました。その後、実際の条例の内容について各グループで話し合いを行います。話し合いでは、実際に学校など日常生活で大人に対して納得できないことや不満に思っていること、青森市で行われた「子どもの権利条例意向聞き取り調査」の報告内容などをテーマに挙げています。また、同じく条例の内容を検討している児童福祉専門分科会の委員の方々に向けて発表会を行い、青森市の子どもの代表として意見を述べる回もありました。

活動の際、アドバイザーとして各班に子ども委員の OB、OG や青森中央学院大学、青森県立保健大学、弘前大学から学生サポーター 8 名が参加し、一緒に条例について考えています。私もその一員として活動しています。参加している委員の子どもたちや大人も、青森市の子どもの権利が守られ成長できることを思い、一生懸命取り組んでいます。

● 過去 2 年間の学習会の記録

会報 3 号が出てから、丸 2 年以上が経過し、この間の学習会の様子を会員の皆さんにお伝えする機会がありませんでしたので、この場をお借りして、簡単にご紹介したいと思います。

《2010 年度学習会の記録》

・ 第 1 回学習会

2010 年度の第 1 回学習会である、シンポジウム「児童虐待のない地域をめざして」は、2010 年 6 月 26 日、青森県観光物産館アスパム 5 階「白鳥」で行われました。このシンポジウムでは、近時、大きな社会問題となっている児童虐待について、「地域」が、その防止にどのような役割を演ずることができるのかをテーマに、元青森中央児童相談所長の鳴海明敏氏（児童心療育施設青森おおぞら学園）や弁護士の沼田徹氏（沼田弁護士事務所）などの実務家、研究者だけでなく、PTA の役員をされている竹達一美氏にも、市民あるいは母親の立場からパネリストとして参加していただき、コーディネーターを、共同代表の最上和幸氏（七戸児童相談所）にお願いしました。

パネリストの報告では、最上氏や鳴海氏、沼田氏からは、児童虐待を防止するためには、児童相談所などの行政機関のみならず、裁判所の介入や児童虐待防止に向けた活動をしている個人・団体との連携が不可欠であることが強調されました。また、竹達氏からは、虐待は子育て中の人にとっては他人事ではないこと、父親が母親の話を聞くだけでも虐待の減少に繋がるのではないかというお話が聞かれました。この日のシンポジウムには、会員・一般含めて43名の来場者があり、その後のフロアとの意見交換も活発に行われ、盛会のうちに幕を閉じています。

なお、このシンポジウムの模様は、東奥日報2010年7月1日朝刊22面で紹介されました。

・第2回学習会

2010年度の施設見学は、恒例の青森少年院と青森刑務所の見学でした。会員・学生合わせて27名が参加しています。

午前は、青森少年院の見学からスタートします。まず、青森少年院長から、全国の少年院等の紹介、青森少年院の現状・教育内容、現在とくに重点化されている問題などの講話をお聞きし、その後、少年院の内部の見学をさせていただきました。最後に、本学出身の法務教官のお話をお聞きして、青森少年院を後にしました。

お昼を挟んで青森市内に移動し、午後は青森刑務所の見学になります。刑務所では、担当の方から全国の刑務所の現状、青森刑務所の概要、とくに高齢者問題や仮釈放の問題などの説明を受けました。その後、刑務所内の見学に移ります。刑務所内では、これまでの数回見学に訪れた際には見せていただいていたところまで見学させていただくことができ、非常に勉強になりました。

刑務所での見学が終わった後、弘前帰宅組はそのまま帰りましたが、多くの学生は宮崎共同代表のご自宅にお邪魔して、バーベキュー大会が行われたようです。

・第3回学習会

2010年度3回目の学習会は、2部構成で行われました。第1部は、teens & lawの活動報告で、teens部門からは、みらいでの学ボラ、BBS活動の報告が、law部門からは、模擬裁判、この年初めて実施した模擬少年審判の報告が、それぞれ学生からなされました。

第2部は、本研究会会員である元副検事の山本毅氏が、この年の秋に叙勲（瑞宝小綬章）されたということで、叙勲記念講演をお願いしました。「副検事人生の歩み～思い出の事件を語る」と題する講演では、現場確認の重要性、被疑者の取調べなど職務を行う際の指針が示された後、山本氏が思い出に残っている事件について、具体的などのような捜査が行われ、その結果がどのようなになったが詳細に語られました。この日は、会員やteens & lawの学生だけでなく、一般学生も含めて33人の来場者がありましたが、興味深く聞き入っていました。最後に、宮崎共同代表より、山本氏に記

念品が手渡され、大きな拍手に包まれて学習会は終了しました。



講演する山本氏



宮崎共同代表から記念品贈呈

《2011 年度学習会の記録》

・ 第 1 回学習会

2011年3月26日に、2010年度第4回学習会として企画されていたシンポジウム『タイガーマスク現象』から考える～児童福祉施設の現状と支援の在り方～でしたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響で約3か月延期され、6月18日に青森県観光物産館アスパム5階「白鳥」で行われました。

神照文氏（ほっとハウス Jin 代表）にコーディネーターを務めていただき、パネリストとして、後藤辰也氏（児童養護施設美光園）、齋藤史彦氏（青森県立保健大学）、最上和幸氏（七戸児童相談所）、さらに teens & law を代表して4年の山下晃平君と3年の斉藤志保さんにも参加していただきました。後藤氏からは、児童養護施設の現状と課題が語られ、齋藤氏からは、いわゆる「タイガーマスク現象」の分析報告がなされました。最上氏からは、児童養護施設を含めた社会的養護の様々な問題について、行政の観点からの報告があり、山下君、斉藤さんからは学生ボランティア経験から「タイガーマスク現象」をどのように考えるかについての報告がなされました。

パネルディスカッション終了後、コーディネーターの神氏の発案で、参加者全員でのワークショップを行うことになり、32人の来場者は、いくつかのグループに分かれて活発な議論を交わしていました。

・ 第 2 回学習会

毎年恒例になった施設見学が、8月3日に行われました。2011年度の施設見学でお世話になったのは、青森少年院と青森少年鑑別所でした。青森家庭少年問題研究会会員、teens & law のメンバーに加えて、青森県立保健大学の学生も加わって、参加者は17名でした。

青森少年院では、院長から、法務教官の仕事内容、全国の少年院の状況、青森少年院の現状などの説明があり、最後に、行政の透明化、少年院の統廃合問題、少年院法改正問題など、今後の課題が示されました。その後、施設内を見学させていただきました。この年の見学は、毎年参加している者でも初めて見学させていただく場所もあり、非常に勉強になりました。見学終了後、毎年恒例となっている本学出身の法務教官のお話を伺って、青森少年院を後にしました。

午後は、青森少年鑑別所の見学です。最初に、青森少年鑑別所の沿革や、少年鑑別所の役割・仕事内容の説明をしていただいた後、実際に性格診断テストを受けさせていただきました（結果は、帰りに1人1人渡していただきました）。その後、施設内を見学させていただき、弘前へと戻りました。

・第3回学習会

2011年度の第3回学習会は、家庭訪問サポート「つがる・つながる」代表の金澤拓紀氏をお招きし、「不登校をめぐる状況～全国と青森県～」と題するご講演をして頂きました。

金澤氏は青森市出身で、北海道のフリースクールで約10年間勤められた後、この年の4月に青森市に戻り、家庭訪問サポート「つがる・つながる」を開設された方です。ご講演では、不登校に関わる様々なデータを示しながら、現状に分析を加えられた上で、とくに文部科学省を中心にしながら、不登校に対する行政のこれまでの対応を検証されました。

学生にとっては興味深いテーマだったようで、teens & law に所属していない一般の学生も参加してくれ、最終的には22名が参加していました。ご講演後の質疑応答も活発に行われ、無事に2011年度3回目の学習会は終了しました。

〔平野 潔 記〕


● 会員からの便り

学生時代の活動、現在の仕事と今後の抱負

高田 毅（北海道社会福祉協議会 地域福祉課主事）

1. teens&law での思い出

私は、学部と大学院修士課程の6年間を弘前大学で過ごし、平成21年より北海道社会福祉協議会に就職させていただきました。



学生時代は、刑法ゼミに所属し法解釈の領域を中心に学んでおりましたが、一方で teens&law（青森家庭少年問題研究会学生部会）において模擬裁判などの活動に参加させていただきました。模擬裁判のシナリオ作成や裁判官役としての評議の進行では、大学の講義だけでは得ることのできない学びがあり、弘前大学の先生方やご指導いただいた会員の皆様、teens&law の仲間達には大変感謝しております。

また、青森家庭少年問題研究会との関わりの中では、現役の保護観察官の方や司法機関に勤めていらっしゃる方々との交流を持つことができ、貴重な機会をいただくことができました。

2. 現在の仕事と今後の抱負について

現在は札幌市に住み、北海道社会福祉協議会（以下、道社協）の職員をしています。社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条及び 110 条を根拠法として各都道府県、各市町村に地域福祉の推進を目的として置かれている社会福祉法人です。

現在の担当業務は市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの支援や、介護予防を目的とした高齢者の社会参加の推進などを行っています。また、昨年は被災地派遣として岩手県の宮古市災害ボランティアセンターでの業務のお手伝いをさせていただき、貴重な経験をさせていただきました。

都道府県社協の役割は現場の支援が中心となるため、業務の中では、市町村社会福祉協議会や関係機関、地域活動実践者との関係づくりの重要性を強く感じています。

道社協が現在行っている事業は、道の委託事業及び補助事業の運営がメインとなっておりますが、職員は多岐に渡るセクションを 3 年程度の期間で異動し、経験していくことになります。私は現在 2 つめの配属部署で業務を行っていますが、今後行ってみたい業務がいくつかあります。

そのひとつに地域生活定着支援センターがあります。この事業は、矯正施設を退所した高齢者や障がい者が地域での生活を再び歩みだすために、必要な福祉サービス等が受けられるよう支援を行うもので、「司法ソーシャルワーク」といわれるものの一つです。矯正施設を退所した後、高齢者や知的障がい者、精神障がい者が社会復帰するための支援と上手く繋がらず、自立した生活に困難を来し、再び罪を犯し矯正施設に戻る事態が問題視されています。再犯防止に繋げ、地域の中で安心して暮らしていけるように支援することを目的としています。極めて現場に近い次元での仕事になるため苦労はあるでしょうが、法制度の「狭間」で生じている問題に直接関わることに大きなやりがいがあると思います。

「福祉」という概念は極めて曖昧であり、社会福祉協議会の役割や存在意義も不明確で伝わりにくい部分が多いのは事実だと感じています。しかし、これは時勢に応じて様々な諸問題に対処できるという強みとして捉えることもできると思います。例えば、昨今の貧困問題や孤立死対策、災害時に被災地に開設される災害ボランティアセンターの運営などに関しては、行政や活動内容が限定された市民活動団体だけでは対処しきれない領域に取り組む役割があるといえます。

今後は、外郭団体にとって風当たりの強い時代が続くかもしれませんが、長期的な展望を持ちつつ、自分の担当業務の遂行に尽力していきたいと思います。そのためにも、日々の勉強、研究、各方面での人脈づくりを心掛け、一人前の社協マンになれるようがんばりたいです。

● teens & law 活動報告

Teens & Law（～teens 部門～）活動報告書

山上 結衣（弘前大学教育学部 2 年）

teens 部門では、大きく分けて三つの活動を行なっています。

まず一つ目は、例年継続して行なっている青森市の「児童自立支援センターみらい」での活動です。去年から引き続いて 4 月以降、主に毎週土曜日の午前中を利用して、子供たちの話し相手になる、一緒に勉強をするといった学習ボランティアを行なっています。また、イベントとしてスポーツ交流にも参加しました。5 月に室内スポーツ交流会、6 月には野球交流会が催され、沢山の学生が参加し、子供たちと楽しく交流し合うことができました。今後とも、青森大学との連携も進めつつ、学ボラの継続及びスポーツ交流・体育祭・文化祭など行事への積極的な参加をしていきたいと考えています。

二つ目は、今年度 6 月末から始動したばかりである、青森市の「情緒障害児短期治療施設おおぞら学園」でのボランティア活動です。現在は、子供たちと触れ合う、話し相手になる、スポーツ交流をするという事を中心に活動していますが、今後子どもの希望により学習ボランティアを取り入れていく方針にまっています。さらに、おおぞら学園での BBQ やスポーツ交流会など様々な行事にも今後参加していきたいと考えています。

三つ目は、BBS 関係の活動です。今年度 8 月に BBS が主催するキャンプがあり、多数の学生が参加する予定です。これは、青森市で子ども・若者サポート事業「つがる・つながる」を展開している金澤さんが企画した「つがる・つながるキャンプ」と丁度ぶつかる日程になっています。子ども・若者サポート事業「つがる・つながる」は、主に訪問支援やスポーツ交流を通じて、不登校、高校中退、発達障害などの事情を抱えた子供たちを対象としたボランティア活動を行なっている団体です。「つがる・つながるキャンプ」とは、その代表者である金澤さんが、白神山地を舞台に子供たちが自然とのふれあいを通して大きな学びを得てもらうことを目的として企画したものです。なぜ、そのキャンプと例年行われている BBS キャンプをぶつけたかと言いますと、2013 年に青森県の白神山地で催される「第 13 回こどもみらいサポート事業」の運営・サポートが青森県 BBS 会に委託されているためです。来年の実施に向けて、その雰囲気や肌で体験することを意識し事業の内

容をより良く練っていくヒントを得るため、今年金澤さんが行う事業を視察する予定です。

また、この三つのほかに、夏に例年行われている青森県の刑務所及び少年院見学も実施されます。こちらにも、多くの学生が参加する予定です。普段簡単には見ることのできない場所であり、この機会を生かし貴重な経験が出来ることを期待しています。また、冬（2月に予定している）には、「BBS 東北地区学生地域交流会」を青森県で開催予定です。これは、東北地区で BBS 活動を行う学生たちの交流及び更なる BBS 活動の発展に向けて行われているものです。今年は青森県が舞台ということで、弘前大学 Teens 部門が中心となって企画・実施する予定です、夏休み明けから本格的にこちらに向けての活動も活発に行っていきます。

こうした大きく三本の柱を中心とした活動を行っています。今後とも積極的なサークル活動を続けたいと考えています。そして、活動にただ参加するだけでは無く、理想としては、活動を通して新しい学びや経験を得、ボランティア活動の質の向上をはかるにはどうしたらいいかなど、常に一步上の段階に向かって考えていくよう頑張っていきたいと考えています。

(平成 24 年 7 月 17 日)

模擬裁判報告書

北田 潤（弘前大学人文学部 4 年）

law 部門の活動の一つである、文化祭での模擬裁判発表は例年通り 2010 年、2011 年も行いました。



2010 年度模擬裁判の様子



模擬裁判を終えて

まず、2010 年の模擬裁判について報告します。裁判の概要は、借金を苦に自殺未遂をした息子の医療費が莫大にかかり、お金の工面ができないことを悩んだ末に母親が実の息子を手にかけるというものでした。事実認定を争わずに量刑のみに争点をしぼることで、裁

判員の方や裁判を見ていただいた方に、より深く事件について考えてもらえるようにしました。

当日見に来てくださった方の中から裁判員を選び、求刑6年のところ評議の結果、懲役3年執行猶予5年という判決を下しました。

また、来場した方に配布したアンケートからは、配役のリアル感、評議の場での意見のやり取りが大変素晴らしかった、人を裁くことの難しさを感じ貴重な時間だったという意見がある一方で、被告人、証人役以外は棒読みが多かったという意見も挙げられました。

反省点として、シナリオ担当者への負担が重かったこと、サークル間で参加者が少なかったこと、当日の役割分担が遅れたというものがあり、翌年の模擬裁判に活かすことができるようにしました。

次に、2011年の模擬裁判について報告をします。昨年度の裁判では虐待を取り上げました。増え続ける虐待事件と、繰り返される報道に、虐待をしてしまう親が非難されるのを見るのが嫌になりました。虐待をしてしまう親と、そうしてしまう環境について一度考えてみたい、そして傍聴に来て下さる方々にも考えてほしいと思い、このテーマを取り上げました。事件概要は、被告人は離婚後、子どもを連れて男性と一緒に生活をしており、被告人は男性との生活を優先するあまり、実子である被害者に対し虐待を続け、灰皿で頭部を殴ったところ、被害者が死亡したというものです。



2011年度模擬裁判のチラシ



模擬裁判を終えて

昨年度は事実認定も争点に加えることにより、実際の裁判においての事実認定の難しさや重要性を見ていただいた方に少しでも感じていただけたらと考えました。

スケジュール管理がうまくいかず、仕事の分担もあまりうまくはできませんでしたが、それでも全員で力を合わせてなんとか成功させることができました。

一昨年、昨年とも、実際に裁判員裁判の傍聴を行い、宮崎先生、平野先生、飯先生からシナリオに対するアドバイスを頂き、また、弁護士の山内さん、元副検事の山本さんからもアドバイスを頂くことで、より臨場感のある模擬裁判を目指しました。

そして、今年度の模擬裁判は、未成年者誘拐事件を取り上げることとしました。現在、

3年生を中心としてシナリオ作りをしています。

また、一昨年は模擬裁判の他に、家庭裁判所との連携により、模擬少年審判も行いました。こちらは初の試みであり、家庭裁判所調査官の方を招いて学習会をし、少年審判について勉強しながら作り上げました。大学で知り合った女の子2人が、同じ先輩を好きになり、恋愛のもつれからけんかになり、突き飛ばしてしまい、意識不明の重体にしてしまったという事件を取り上げました。中等少年院に送致という判決になりました。少年審判は非公開のため、手探り状態でとても難しかったです。

模擬裁判をつくる際、様々な判例にあたり、実際の裁判を傍聴することで、多くの資料を分析し、また、先生方や実務家の方からアドバイスを頂くことで学生では気づかない視点から事件を見ることができました。サークルメンバー同士で意見を出し合い、物事を分析し、みんなでまとめることの大変さを学び、また、模擬裁判を成功させたことで達成感を得ることができました。今年度の模擬裁判も、昨年度以上にいい裁判となるよう、メンバー全員で協力してつくっていきたいと思います。

模擬少年審判報告

佐藤 穂奈美（弘前大学人文学部3年）

*経緯

青森家庭裁判所からお声をかけていただき、私たち弘前大学サークル **teens & law** は、法の日記念行事として、模擬少年審判をやらせていただきました。部員の有志が集い緻密なうちあわせを重ねて、シナリオ作成から配役までこなしました。もちろん、裁判所の方々が、勉強会やリハーサルを何度も行い協力してくださったからこそその仕上がりでありましたが、我々は納得のいくものを作り上げることができたと思っております。

*事件概要

「少年は、平成22年7月24日午後7時10分ころ、弘前市城東北2丁目100番所在の太郎公園において、櫻井真菜(当時18歳)の肩を両手で突き飛ばして転倒させ、よって、同人に全治期間不明の頭蓋骨骨折、脳挫傷および膜下出血等の傷害を負わせたものである。」

*事件の背景

少年は、平成22年春に弘前市の大学に入学し、被害者である櫻井真菜と、たまたま一緒の授業で知り合ったことから友人として付き合いを始めました。社交的な被害者に誘われて、バレーボールサークルに入り、同サークルの男子学生の先輩に好意を持つにいたり

ます。しかし、同年5月上旬より、被害者が密かにその男子学生と関係をもったことを知り、そのことについて弘前駅近くの公園で口論した末に、まず少年が被害者の肩を叩き、被害者が少年の左頬を殴り、少年が両手で被害者を突き飛ばしました。後ろへ倒れた被害者は、その拍子に後頭部を園内の中央の大木をサークル状に囲むための岩の角に打ち付け、意識不明の重態に陥りました。治療の結果、命に別状はないものの、未だに意識は回復していません。

*当日の様子

限りなく本来の少年審判に近い形式になるように心がけました。机の配置は、本来のものよりも観客側により鮮明にうつるよう工夫したり、パワーポイント説明を加えたりして、同時に分かりやすさも追求したものとなりました。

*感想

私は、加害者の母親役を務めました。出番としては少しの時間しかなく、でもそのかわり、その一瞬にどれだけの感情を込めるかが本当に難しかったです。登場シーンは、平成12年に改正された少年法で被害者の意見陳述制度が設けられたことに際し、審判の途中で入廷し意見を述べるというものでした。その一瞬に練習の成果を出すのは難しく、また審判過程を見ているわけではないので、途中で入廷してその雰囲気にも馴染むのに苦労しましたが、本当に良い体験をすることができたと思っています。沢山の方々の協力で完成したことに感謝し、またこの貴重な体験を今後にも活かすことができたら幸いです。

BBS 釜石に参加して

四戸 駿也（弘前大学教育学部2年）

今回、弘前大学 Teens&Law の代表として、また、青森県の代表として、6月16日（土）～17日（日）、「BBS 釜石」に参加しました。代表であるということで、いい緊張感で臨むことができたと思います。開催地である釜石市は、東日本大震災での被害が大きかった場所です。それにも関わらず、今回の研修が釜石市で行うことができたのは、地元の方や関係者のおかげだと思います。本当に感謝の思いでいっぱいです。

私は、研修に参加することで、たくさんのことを学びましたが、3つ印象に残っていることがあります。1つ目は、実際に被災状況を見ることができたことで、真実を知ることができたことです。保護司の方々の説明を受けながら、会場付近を散策しましたが、被害を物語っている建物が多く、ここに町があったとは思えませんでした。しかし、地域の方や高校生くらいの子が草刈などのボランティアをされていて、少しでも早い復興を望んでいる姿から、良い町だなあと感じました。また、高校生くらいの子がボランティアをしてく

る姿には感動してしまいました。この体験をする前までは、メディアからの情報だけしか得ることができなくて、復興のために自分に何ができるかを考えた際に、どうしても知識不足でした。しかし、被災地の状況を直に知ることで、その体験を生かした考え方ができるようになったのではないかと思います。2つ目は、現職の小学校の先生の話聞いたことです。私が一番印象に残った言葉は、「避難訓練をたくさん行ったとしても、生徒全員を救うことができなければ成果はない。」というようなものでした。だが、避難訓練をたくさん行っていたおかげで、生徒は津波が来た際に、高い所に避難するという認識が備わっていたそうです。そのおかげで、助かった生徒も多かったのです。避難訓練をたくさん行っていたことは、無意味ではなく、むしろ良い点だと思いました。しかし、先生の立場で考えると、複雑な思いになってしまいました。3つ目は、東北6県の参加者と交流できたことです。活動している地域は異なりますが、同じような活動をしていることもあり相談などすることができました。また、良い事は共有するなどして、他県との連携が図れたと思います。これもBBSならではのものだと感じました。

研修に参加したことで、私はこの体験を伝えていかなければいけないと感じました。体験した人が、体験していない人に伝えることで、この経験を生かして生活していくことができると思います。こうすることで、良いループにつながると感じます。また、絆の大切さを再認識できたと思いました。そして、今回釜石市で研修できたことには感謝します。最後に、被災地の一刻も早い復興を願っています。

BBS 釜石研修大会に参加して

福山 瑞紀（弘前大学教育学部2年）

私は今回初めて、被災地というものを目の当たりにした。これまで、テレビや新聞などでしか見たことのない東日本大震災の爪痕が今もまだ残っていた。

そんな被災地岩手県釜石市で行われたBBS会員研修会では、市長や教育長の講話や被災地におけるBBS活動が話し合われた。私自身、被災というものを経験したことがなく、正直、被災者の方のために何ができるかと問われたときに答えられなかった。

だが、今回の研修会で「末永い支援を」という言葉を講話や話し合いの中で、数多く耳にした。被災地では単発の支援だけではなく、継続した支援が必要となってくる。そこでBBSとして何ができるか、何をしたいが重要である。BBSでは、普段、あまり関わることのできない施設や人たちと接することができる。施設の方たちと共に社会貢献活動として復興の手助けをすることで、誰かのために働くという経験にもなるかもしれない。間近で支援し続けることが難しいなかで、今私たちにできることを考えなければならないと改めて思った。

弘前地区保護司さんとの交流会に参加して

小野田 巧（弘前大学教育学部 1 年）

今回の交流会では、弘前地区の現役で活躍しておられる保護司の方々との意見交換を行いました。はじめは学生も緊張していましたが、保護司の方々の積極的なアプローチもあり、会話も弾み有意義な交流会となりました。今回参加したことにより、それまで私の抱いていた保護司へのイメージは大きく変わりました。

第一に保護観察の対象が少年だけではないという事です。保護司をテーマにした特番などでも、その対象として取り上げられるのは少年が主であるが故に抱いていたイメージでした。実際は、少年から老人まで幅広い年齢が保護観察の対象にあるということでした。

第二に保護司の仕事が無報酬であるということです。長期に亘り対象者の更生に尽力することは、精神的にも肉体的にも激務であることが予想されます。そこで私は彼ら保護司が、なぜそこまでして(無報酬で)保護司をしているのか?という疑問を抱き訊ねたところ「やっぱり人が好きだからかなあ…。更生してくれたら嬉しいしね。」というような事を保護司の方々から返答いただきました。対象者の更生が彼らの労働の対価であり、仕事を続けていくための原動力となっていると感じました。

また、「保護司は聞き手に徹すること。」が対象者との信頼を築く手段であるという事をおっしゃっていました。相手の話に耳を傾ける姿勢というのは、どんな仕事においても重要なことであり、教職にも共通する点だと改めて認識しました。

今回の交流会に参加して、なかなか知ることのできない、保護司の実態について学ぶことができました。この経験を生かして更なる理解を深めていきたいです。

(弘前地区保護司会との懇談会 2012年7月3日 17時40分～19時30分。弘前大学教育学部303教室にて。保護司9名、学生15名参加)

7月8日の刑務所見学とBBSの講習会について

立野 秀明（弘前大学人文学部 3 年）

刑務所見学は、7月8日、青森刑務所で行われた「矯正展」のイベントの一つとして行われ、私たちTeens&Lawのメンバーの他にもたくさんの方が見学に参加していました。見学の内容は工場、グラウンド、浴場、運動場の順番で見て回るというものでした。計30分ほどで終了しました。

その後、私たちは刑務所から青森法務総合庁舎まで、BBSの方の車で移動し、BBSの研修会を受けました。前半は、更生保護における地方社会との関わり的重要性についてのお話がありました。後半は、更生保護についての実体験に基づいたお話で、改めてBBSの活

動の難しさを感じました。

● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」、「新刊案内」、「お知らせ」、その他の少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年春頃を予定しています。

● お知らせ

《teens & law 模擬裁判》

毎年恒例の teens & law の模擬裁判が行われます。

- ・日時：2012年10月27日（土）13：00～15：00（予定）
- ・会場：弘前大学総合教育棟 201 講義室

また、裁判員制度に関するシンポジウムも同日同会場で引き続き行われます。併せて足をお運びいただければと思います。

詳細は、確定し次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

《2012年度第3回学習会》

2012年度第3回の学習会を、10月頃開催する予定です。こちらも詳細が決まり次第、メーリングリストや郵便、ファックス等でお知らせいたします。

最近、学習会等への参加者が少なく、少々寂しい状態です。お忙しいとは存じますが、ご参加いただけますよう、お願いいたします。また、学習会の内容に関しても、できるだけ会員の皆さんの関心があるものと考えておりますので、何かご提案があれば、事務局までお申し出いただければ幸いです。

● 事務局より

久しぶりに会報をお届けします。今号より、会報の編集を飯事務局長から引き継いだのですが、なかなか編集作業が思うようにならず、大分遅くなってしまいました。お待たせして申し訳ありませんでした。

今号は、本研究会が後援をしました「青森市子どもの権利条例」に関連するシンポジウム等の紹介、前号から2年間の活動記録、会員の近況報告、teens & law の活動報告などを

盛り込み、2年間のまとめのような内容にしました。とくに、teens & law は、様々な機関との連携も進んでフィールドが広がっています。学生だけでは対応しきれない部分も徐々に出てくる可能性がありますので、会員の皆さんのフォローをお願いいたします。

次号は、次回の総会までには発刊できるように準備をしていきます。原稿をお願いすることがあるかと思しますので、ご協力ください。

(平野 潔 記)

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部裁判法研究室

電子メール：:iit(at mark)cc.hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3958

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>